

地区計画 届出の手引き

1. 届出が必要な行為

地区計画に定められたまちづくりの目標を実現するため、地区計画の区域内で建築物の建築等の行為をする場合には、市役所へ届出が必要です。

届出が必要な行為で主なものは次のとおりです。

地区計画の内容や、届出が必要かどうかについて疑問点がございましたら、事前に都市計画課までお問い合わせください。(TEL 086-426-3455)

行 為	内 容 説 明	摘 要
(1)土地の区画形質の変更	道路等の整備を伴う区画の分割、切土又は盛土などを行う場合とし、分筆のみの場合は該当しません。	全地区計画
(2)建築物の建築又は工作物の建設	建築物の建築や増改築、工作物の建設を行う場合。建築確認申請が不要な建築行為や工作物の建設も届出が必要です。	全地区計画
(3)建築物の用途の変更	建築物の用途の制限が定められている地区計画区域で、届出が必要です。	江長地区を除く
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	建築物等の形態又は意匠の制限が定められている地区計画区域で、届出が必要です。 建築物の屋根・外壁等の色彩の変更、広告塔・看板等の表示内容の変更等をいいます。	・ 児島味野元浜 ・ 中庄団地 ・ 新倉敷駅南

〈届出が不要となる主な場合〉

- ・ 開発許可を要する場合（地区計画の内容が開発許可基準として扱われるため、届出不要）
- ・ 屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下の場合
- ・ 建築物又は工作物で仮設のものを設置する場合
- ・ 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋等の建築物を建築する場合（船穂町柳井原地区を除く）
- ・ 建築物の附属する物干場、建築設備、アンテナ等を設置する場合

2. 届出時期及び必要部数

- 1) 部 数 2部（正・副）
- 2) 書 類
 - ・ 地区計画の区域内における行為の届出書
 - ・ 添付図面（P.2「3. 必要な書類」を参照）
 - ・ 委任状（任意様式）
- 3) 時 期 工事着手の30日前までに届出書を提出してください。
- 4) 変更届出 行為の完了までに、届出に係る事項（届出書-「5. 設計又は施行方法」）について変更が生じた場合は、変更届出書に変更後の図面等、変更内容が分かる図書を添付し、当該変更行為の着手の30日前までに提出してください。
※行為の場所や行為の種類の変更については、改めて届出が必要です。

地区計画 届出の手引き

3. 必要な書類

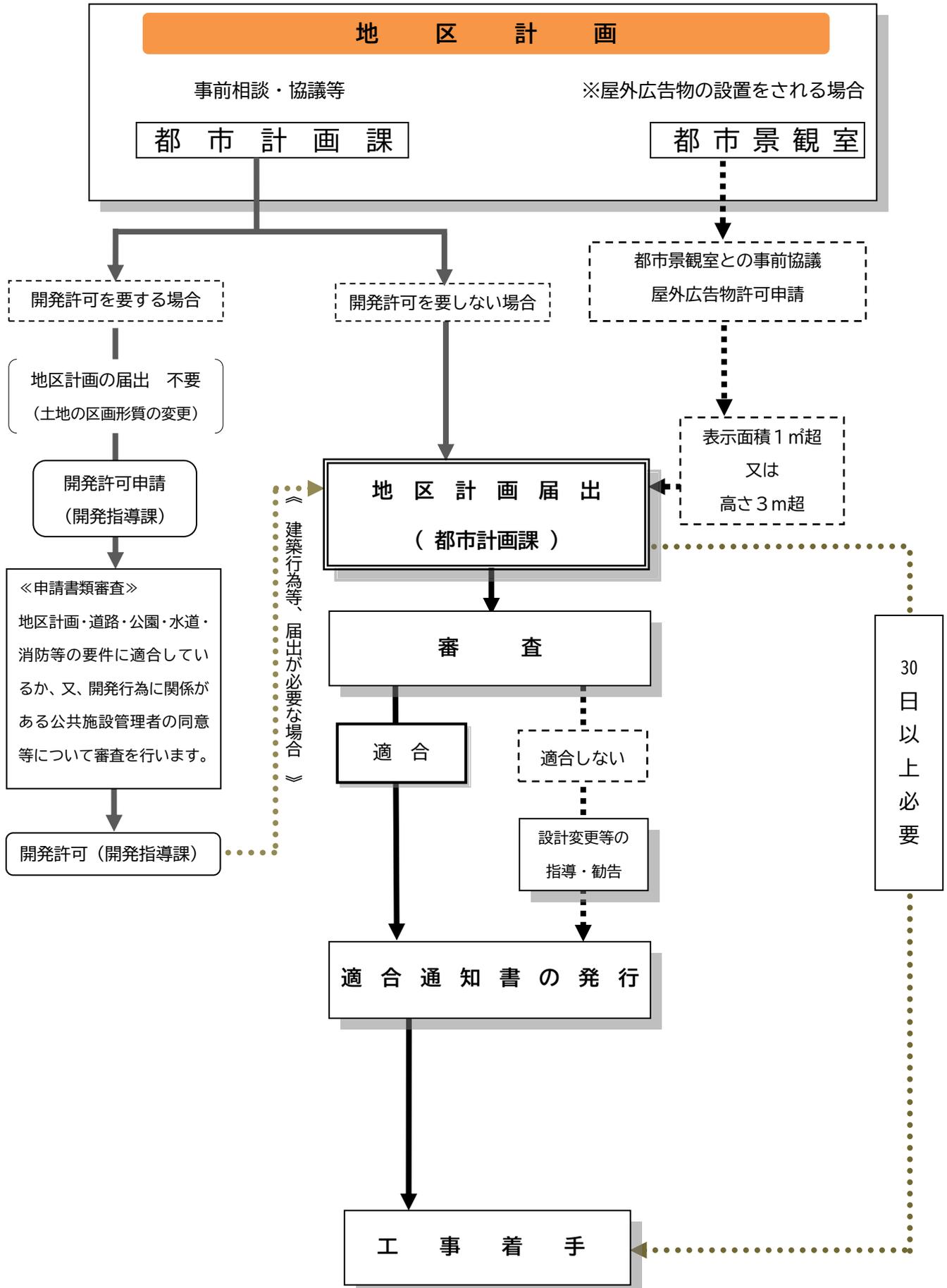
	必要添付図書	摘 要
共 通 事 項	委任状	任意様式（代理人による書類の作成及び届出等の場合）
	付近見取図	S = 1/2500 程度（当該行為の区域を表示）
	チェックシート	各地区計画について様式あり
◆◆◆ 以下、行為の種別によって異なります。ご確認の上、作成してください ◆◆◆		
(1)土地の区画形質の変更	設計図	S=1/100 以上
(2)建築物の建築 又は 工作物の建設（※1）	敷地求積図	配置図等に面積の記載でも可
	配置図	S=1/100 以上 建築物の位置及び敷地境界からの壁面までの有効寸法を表示（※2） 工作物の位置を表示
	各階平面図 （建築物のみ）	S=1/50 又は 1/100 程度
	2面以上の立面図 （※3）	S=1/50 又は 1/100 程度 建築物、工作物の最高高さを表示
(3)建築物等の用途の変更	配置図	S=1/100 以上
	各階平面図	S=1/50 又は 1/100 程度 新旧の用途、変更部分の延床面積を記載のこと
	2面以上の立面図 （※3）	S=1/50 又は 1/100 程度
(4)建築物等の形態 又は意匠の変更（※1）	配置図	S=1/100 以上
	2面以上の立面図 （※3）	S=1/50 又は 1/100 程度 行為前後の形態又は意匠の変化がわかる図面を添付のこと
※ 注 意 事 項 ※	※1：屋外広告物の表示／変更をされる場合は、都市景観室と協議の上、屋外広告物表示許可書（写）を添付してください。 ※2：江長地区地区計画、中庄団地地区計画、箭田地区地区計画を除きます。 ※3：以下の2地区計画については着色及びマンセル値の表示が必要です。 ・倉敷市児島味野元浜地区計画 ・新倉敷駅南地区計画	

4. 書類を作成する上での留意事項

- 1) 届出書記載の数量が添付図面で確認できるように書類を整えてください。
- 2) 以下の3地区計画については、運用基準を設けています。設計の際には、ご確認ください。
 ・倉敷市児島味野元浜地区計画 ・新倉敷駅南地区計画 ・中庄団地地区計画
- 3) 消える筆記具で記入しないでください。

地区計画 届出の手引き

5. 届出から工事着手までの流れ



地区計画 届出の手引き

6. 届出書記載例

建築物の建築(新築)を行う場合の記載

地区計画の区域内における行為の届出書

倉敷市長 伊 東 香 織 様

着手予定日の30日前までに
届出をしてください。

令和〇〇年 〇月 〇〇日

届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

届出者 住所 倉敷市西中新田 640 番地
氏名 倉 敷 小 町

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1)土地の区画形質の変更
- (2)建築物の建築又は工作物の建設
- (3)建築物等の用途の変更
- (4)建築物等の形態又は意匠の変更

該当する項目にチェックを入れてください。

について、下記により届け出ます。

記

- 1 地区計画の名称 新倉敷駅南 地区計画 (沿道利用 地区/街区)
- 2 行為の場所 倉敷市 西中新田 640 番地
- 3 行為の着手予定日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 4 行為の完了予定日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 5 設計又は施行方法

該当する項目にチェックを入れてください。

増築の場合、既存建築物の面積を記載。

(1)土地の区画形質の変更	区域の面積 m^2			
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input checked="" type="checkbox"/> 新築(新設) <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築(増設) <input type="checkbox"/> 移転)			
	(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
		(i)敷地面積		200.00 m^2
		(ii)建築又は建設面積	80.55 m^2 0 m^2	80.55 m^2
		(iii)延べ面積	130.55 m^2 0 m^2	130.55 m^2
(iv)高さ 地盤面から	(v)用途 専用住宅			
	7.820 m	(vi)かき又はさくの構造 不施工		
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
	m^2			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			

工作物の建設の場合、
(ii)建設面積
(iii)延べ面積 は記入不要。

建築物の建築・工作物の建設を同時に届出される場合には、
(ロ)設計の概要(iv)欄について、右記のように記載してください。

(記載例) 建築物) 7.820m
工作物) 1.500m

地区計画 届出の手引き

建築物の建築面積・延床面積の変更が生じた場合の記載例

地区計画の区域内における行為の変更届出書

変更行為着手予定日の30日前までに届出をしてください。

令和〇〇年 〇月〇〇日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

届出者 住所 倉敷市西中新田 640 番地
氏名 倉 敷 小 町

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 地区計画の名称 倉敷市児島味野元浜 地区計画
- 2 適合通知書番号 (変更前) 都 第 〇〇〇〇 号
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 3 行為の場所 倉敷市西中新田 640 番地
- 4 変更の内容

変更箇所(項目)	変 更 前	変 更 後
(ii) 建築又は建設面積	80.55 m ²	80.75 m ²
(iii) 延べ面積	130.55 m ²	130.75 m ²

- 5 変更に係る行為の着手予定日 令和 〇〇年 〇〇月 〇日
- 6 変更に係る行為の完了予定日 令和 〇〇年 〇〇月 〇日